

今金町「ちょっと暮らし」体験利用規程

(目的)

第1条 過疎化・少子高齢化による地域経済の衰退が進行する中、地域の魅力を発信することによる移住・交流人口の拡大が、地域経済活性化の一策となっている。このことから、都市圏の「田舎の魅力」に憧れている方をターゲットとした今金町「ちょっと暮らし」体験（以下、「ちょっと暮らし」体験）を実施することにより、交流人口の増加が図られ、外貨獲得の仕組みを構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 「ちょっと暮らし」体験希望者（以下、「体験希望者」）とは、今金町への移住を念頭に置き、今金町人流創生プロジェクト協議会（以下、「プロジェクト」）を通じて移住生活の体験を希望する者。
- ② 「ちょっと暮らし」体験住宅（以下、「体験住宅」）とは、短期から長期滞在の方まで幅広く受け入れることができ、家具・家電等の生活備品が一通り揃い、移住生活を体験できる施設で、次の表に掲げる住宅をいう。敷金、礼金、更新料、仲介手数料は不要のため、初期投資を抑えることができ、移住・交流の促進を目的とする。

【体験住宅一覧】

体験住宅名	住 所	住宅管理者
商工会住宅	瀬棚郡今金町字今金599番地の10（曙町）	商工会
旧美利河小学校教員住宅	瀬棚郡今金町字美利河230番地（美利河）	プロジェクト

(運営・窓口)

第3条 「ちょっと暮らし」体験は、プロジェクトが事務局を担い、今金町商工会（以下、「商工会」）が商工会住宅、プロジェクトが旧美利河小学校教員住宅の住宅管理者をそれぞれ担う。

2 事務局は次の各号に掲げる業務を担う。

- ① 「ちょっと暮らし」体験の管理・運営
- ② 「ちょっと暮らし」体験希望者の募集・申込審査・使用願申請（商工会住宅のみ）・許可
- ③ 「ちょっと暮らし」体験に係る経費の徴収・管理・支払
- ④ 体験住宅の清掃
- ⑤ 体験住宅の備品等整備
- ⑥ 体験プログラムの管理・運営
- ⑦ その他「ちょっと暮らし」体験に関する管理・運営全般

3 住宅管理者は次の各号に掲げる業務を担う。

- ① 体験住宅の設備に関する整備・管理
- ② 使用願審査・使用許可（商工会住宅のみ）
- ② その他体験住宅の設備に関する管理・運営全般

(体験希望者)

第4条 体験住宅に入居できる者は次の各号の条件を満たさなければならない。

- ① 使用料等の支払能力がある者。
- ② 事業の趣旨に賛同して、アンケート調査等に協力できる者。
- ③ 滞在期間中、常時連絡が可能な通信手段を所有している者。

2 プロジェクト協議会長及び商工会長（以下、「代表者」）が、前項の規定にかかわらず、第1条の目的を考慮して入居を認めた場合はこの限りではない。

(受付・滞在期間)

第5条 体験住宅の受付・滞在期間は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① その年の1月に受付を開始（その年の4月以降翌3月までの1年分を受付）する。
- ② 滞在期間は1ヵ月を基本単位とし、相談に応じ、1週間以上3ヵ月以内とする。

2 代表者が、本事業の目的を考慮して滞在期間の特例を認めた場合は、前項の限りではない。

(申込)

第6条 体験希望者は、今金町「ちょっと暮らし」体験申込書（以下、「申込書」）を提出し、今金町「ちょっと暮らし」体験許可書（以下、「許可書」）が交付された場合、体験住宅使用料（以下、「使用料」）を前納することで、申込の完了とする。

2 体験希望者は、次の各号に掲げる事項を事務局に申し出なければならない。

- ① 体験希望者名、住所、電話番号及び人数
- ② 滞在開始日、滞在日数及び希望体験住宅
- ③ その他事務局が必要と認める事項

3 代表者は、体験希望者からの申込書の提出後、審査の結果、許可書が交付された場合、速やかに体験希望者に使用料、その他サービス等の費用の案内をするものとする。

4 体験希望者は、前項の許可書及び案内の受領後、14日以内に使用料を前納しなければならない。

5 代表者は、前項の期間内に使用料が前納されない場合、体験希望者に告知し、申込を取消しすることができる。なお、その告知につき、当該体験希望者に連絡不能の場合も同様とする。また、申込の取消は書面にて行うものとする。

(使用許可)

第7条 代表者は、前条の規定による申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、体験住宅の使用について問題がないと認めた場合、許可書を体験希望者に交付する。この場合において、代表者は体験住宅の管理運営上必要と認められる条件を付すことができる。

(使用料)

第8条 体験希望者は、前条の規定による許可書の交付を受けたときは、次の表に掲げる使用料を前納しなければならない。

【使用料一覧】

商工会住宅	
滞在期間	使用料
1週	26,000円
2週	39,000円
3週	52,000円
1ヵ月	65,000円
備考 灯油：退去時別途請求	

旧美利河小学校教員住宅	
滞在期間	使用料
1週	14,000円
2週	22,000円
3週	30,000円
1ヵ月	38,000円
備考 ガス：退去時別途請求 灯油：退去時別途請求	

【参考】

寝具等リース料（平成26年度）	
滞在期間	リース料（1組）
1週	5,000円
2週	6,000円
3週	7,100円
1ヵ月	8,400円
備考 体験希望者の希望により町内業者を斡旋、直接業者に支払い。	

① 1ヵ月は30日として定義する。仮に4月15日から1ヵ月の滞在を開始すると、5月14日が1ヵ月の応当日となり、滞在の満了日となる。

② 滞在期間の日数が属する区分の期間内であれば、日数に関わらず、定額となる。

例) 商工会住宅 滞在期間 3日 → 1週 26,000円

滞在期間 6日 → 1週 26,000円

滞在期間 10日 → 2週 39,000円

2 既に納付した使用料については、基本的に返納しない。ただし、代表者が特に必要と認めた場合、その全部又は一部を返納することができる。

3 前項の規定により使用料を返納する場合及び返納の割合は、次の各号に定めることによる。

① 天災事変、体験者希望者又は親族の疾病、その他体験希望者の責めに帰すことが出来ない理由等により滞在できなくなった場合は、未使用期間の日割りで100%。

② 代表者が特に必要と認め、使用許可期間を短縮した場合、未使用期間の日割りで100%。

③ その他止むを得ない事情により代表者が特に認めた場合、その都度返納割合を決定する。

4 使用料には、体験住宅の使用に伴う電気料、上下水道料、駐車場代、NHK受信料、インターネット使用料を含む。ただし、灯油代（退去時補給分を請求）、寝具等リース料（退去時請求）、飲食代、洗面具（石鹸、シャンプー、歯ブラシ、タオル等）及び衛生用品（ティッシュペーパー、トイレットペーパー、台所等洗剤、スポンジ等）の日常消耗品は、体験希望者の負担とする。

(体験希望者の遵守事項)

第9条 体験希望者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

① 体験希望者は、第8条第1項に規定する使用料を全て納めた後に、事務局から当該住宅の鍵を受取り、留守や就寝時に施錠するなど善良な管理者の注意をもって使用すること。鍵を紛失したときは、速やかに事務局にその旨を報告し、鍵及び錠の交換に伴う諸費用を負担しなければならない。

② 体験希望者は、火気の取扱いに注意し、水道の凍結を防止するとともに、備え付けの家具・備品、什器類を適切に取り扱うこと。

③ 体験希望者は、体験住宅周辺の除排雪を必要に応じて行い、施設を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。

- ④ ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- ⑤ 体験希望者は、体験住宅の使用期間が満了したときは、直ちに事務局に当該住宅の鍵を返却し、清掃等体験住宅の原状回復を行うこと。
- ⑥ その他体験住宅の使用に関し必要な事項。

(行為の制限)

第10条 体験住宅において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- ① 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
- ② 興業を行うこと。
- ③ 展示会、その他これに類する催しをすること。
- ④ 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- ⑤ 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- ⑥ 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- ⑦ 体験住宅の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。
- ⑧ 犬、猫等の動物を飼育すること。ただし、身体障害者補助犬等で代表者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ⑨ その他体験住宅の使用にふさわしくない行為。

(許可の取消)

第11条 代表者は、体験者に第9条及び前条の規定に違反する行為があったと認めた場合、第7条の規定による使用許可を取消すことができ、この場合、今金町「ちょっと暮らし」体験許可取消通知書（以下、「取消通知書」）を、当該体験希望者に交付しなければならない。

(キャンセルの種類、キャンセル料)

第12条 キャンセルは、申込のキャンセル及び体験住宅使用期間中のキャンセルの2種類があり、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 2 体験者希望者は申込書の提出後、滞在希望期間に体験住宅に滞在できなくなった場合、速やかに申込のキャンセルを代表者に申し出なければならない。
- 3 体験希望者は体験住宅使用期間中、滞在できなくなった場合、速やかに体験住宅使用のキャンセルを代表者に申し出なければならない。
- 4 申込みのキャンセルの場合、キャンセル料が発生するものとする。ただし、やむを得ない事情により代表者が特に認めた場合は、この限りではない。

【キャンセル料一覧】

キャンセルの申出日	キャンセル料
～15日前	0円
14日前～前日	使用料の10%
当日・連絡なしの不滞在	使用料の20%

(期間の延長)

第13条 体験希望者は、滞在期間が満了するにあたり、満了後の期間に第6条の規定による他の予約・申込がない場合に限り、滞在延長の申出をすることができる。その際、新たな許可を得、使用料を納付する。

2 第6条から第10条までの規定は、前項の延長時も適用する。

(特別の設備又は特殊物品の搬入)

第14条 体験希望者が、体験住宅の使用にあたって、特別の設備又は特殊物品の搬入をしようとするときは、代表者の許可を受けなければならない。

(損害賠償)

第15条 体験希望者の責めに帰すべき事由により施設、設備又は備品等を破損、汚損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情により代表者が特に認めた場合はこの限りではない。

2 前項前段の規定による施設、設備又は備品等を汚損、破損又は滅失したときは、ただちに代表者に報告しなければならない。

(事故免責)

第16条 体験住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、代表者はその責任を負わないものとする。

(その他)

第17条 この規程に定めるものの他、必要な事項は代表者が別に定める。

(施行期日)

この規程は、平成26年8月1日から施行する。